

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年12月15日(2011.12.15)

【公表番号】特表2011-507104(P2011-507104A)

【公表日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2011-009

【出願番号】特願2010-538035(P2010-538035)

【国際特許分類】

G 06 F 21/24 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/14 5 6 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月18日(2011.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クライアントにおいて、複数のドメインを介してそれぞれ提供される複数のコンテンツを含む第1のウェブページを得るステップと、

前記クライアントにおいて前記第1のウェブページを表示するステップと、

前記クライアントが、前記複数のコンテンツを提供するために使用される前記複数のドメインを識別するために、前記第1のウェブページにおける前記複数のコンテンツから開始される呼を追跡して、前記第1のウェブページにおける前記複数のコンテンツ内に含まれるリンクをチェックするステップと、

前記クライアントが、各識別された前記ドメインについて、カウンターをそれぞれインクリメントするステップと、

前記クライアントにおいて、複数のドメインを介してそれぞれ提供される複数のコンテンツを含む第2のウェブページを得るステップと、

前記クライアントが、前記複数のコンテンツを前記第2のウェブページに提供するために使用される前記複数のドメインを識別するために、前記第2のウェブページにおける前記複数のコンテンツから開始される呼を追跡して、前記第2のウェブページにおける前記複数のコンテンツ内に含まれるリンクをチェックするステップと、

前記クライアントが、各識別された前記ドメインについて、前記カウンターをそれぞれインクリメントするステップと、

それぞれの前記ドメインについての前記カウンターが、少なくとも1つの異なる前記ドメインについてのカウンターに対して、それぞれの前記ドメインが前記クライアントを追跡する可能性を有することを示す場合、それぞれの前記ドメインが前記クライアントを追跡する可能性を有すること及びそれぞれの前記ドメインが前記コンテンツを提供した方法を示す通知を前記クライアントにおいて表示するステップとを含む方法。

【請求項2】

前記通知は、前記クライアントがそれぞれの前記ドメインからそれぞれの前記コンテンツを受信することになっていることを知ることから、それぞれの前記ドメインをブロックするために選択可能な選択肢を含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ドメインの各々はユニフォーム・リソース・ロケーター(ＵＲＬ)技術により構成される請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記通知は、それぞれの前記ドメインからのコンテンツの後の受信をブロックするよう~~に選択可能な選択肢を含み、前記選択肢は、選択されると、ブロックされるドメインのリストにそれぞれの前記ドメインが含まれるようにする~~請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記通知は、それぞれの前記ドメインからの前記コンテンツの後の受信を許可するよう~~に選択可能な選択肢を含み、前記選択肢は、選択されると、それぞれの前記ドメインが許可されるドメインのリストに含まれるようにする~~請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記クライアントの追跡は、複数のウェブサイトを介して受信される前記コンテンツを通じた前記クライアントによるナビゲーションを含む請求項1に記載の方法。

【請求項7】

クライアント装置において、1つ以上のドメインによって提供されるコンテンツを含む複数のウェブページを得て、

前記クライアント装置において、前記1つ以上のドメインによって提供される前記コンテンツを含む前記複数のウェブページを表示し、

单一のウェブページにおける表示のためにそれぞれの前記コンテンツを提供するために使用される複数のドメインの各々が識別されるように、前記クライアント装置において、前記1つ以上のドメインを監視するべく、前記コンテンツから開始される呼を追跡し、前記コンテンツ内に含まれるリンクをチェックし、

各識別された前記ドメインについて、カウンターをそれぞれインクリメントし、

特定の前記ドメインについての前記カウンターが前記1つ以上のドメインの各々についてのカウンターを含む全体に対して所定のしきい値を超える場合、前記クライアント装置の使用を追跡する可能性を特定の前記ドメインが有することを、前記1つ以上のドメインの監視から決定し、

前記決定に応答して、前記クライアント装置において、特定の前記ドメインが前記クライアント装置を追跡する可能性を有すること及び特定の前記ドメインがそれぞれの前記コンテンツを前記複数のウェブページに提供した方法を示す通知を提供し、前記通知は、特定の前記ドメインからのそれぞれの前記コンテンツの前記クライアント装置による後の検索をブロックするための選択肢を提供する

ための、格納され、前記クライアント装置によって実行可能である命令を含む1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項8】

前記命令は、前記命令を実行する前記クライアント装置がそれぞれの前記ドメインからそれぞれの前記コンテンツを受信する回数に少なくとも部分的に基づいて、前記特定のドメインが前記使用を追跡する可能性を有することを決定するようさらに実行可能である請求項7に記載の1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項9】

前記命令は、前記命令を実行する前記クライアント装置がそれぞれの前記ドメインからそれぞれの前記コンテンツを受信するウェブページの数に少なくとも部分的に基づいて、前記特定のドメインが前記使用を追跡する可能性を有することを決定するようさらに実行可能である請求項7に記載の1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項10】

前記選択肢の選択により前記特定のドメインがブロックリストに含められる、請求項7に記載の1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項11】

前記命令は、特定の前記ドメインからのそれぞれの前記コンテンツの後の検索を許可するための選択肢を提供するようさらに実行可能である請求項7に記載の1つ以上のコン

ピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 2】

クライアント装置において得られる複数のコンテンツを含む単一のウェブページを表示し、

前記単一のウェブページに前記コンテンツを提供するために使用される複数のドメインを識別するために、前記クライアント装置において、前記複数のコンテンツから開始される呼を追跡し、前記複数のコンテンツ内に含まれるリンクをチェックし、

前記クライアント装置において、各識別された前記ドメインについて、カウンターをそれぞれインクリメントし、

前記識別されたドメインの各々についてのカウンターを含む全体に対するそれぞれの前記ドメインについてのカウンターに対応する割合が所定のしきい値を超える場合、それぞれの前記ドメインが前記クライアント装置を追跡する可能性を有すること及びそれぞれの前記ドメインが前記コンテンツを前記単一のウェブページに提供した方法を示す通知を、前記クライアント装置において表示する

ための、格納され、前記クライアント装置によって実行可能である命令を含む1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 3】

前記通知は、前記クライアント装置がそれぞれの前記ドメインからそれぞれの前記コンテンツを受信することになっていることを知ることから、それぞれの前記ドメインをブロックするために選択可能な選択肢を含む請求項12に記載の1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 4】

前記通知は、それぞれの前記ドメインからのコンテンツの後の受信をブロックするように選択可能な選択肢を含む請求項12に記載の1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 5】

前記通知は、それぞれの前記ドメインからの前記コンテンツの後の受信を許可するように選択可能な選択肢を含む請求項12に記載の1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 6】

前記クライアント装置の追跡は、複数のウェブサイトを介して受信される前記コンテンツを通じた前記クライアント装置によるナビゲーションを含む請求項12に記載の1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 7】

前記通知は、それぞれの前記ドメインが前記クライアント装置を追跡する可能性を有することを示すために、それぞれの前記ドメインを識別する、それぞれの前記ドメインへのリンクを含む請求項1に記載の方法。

【請求項 1 8】

前記通知は、それぞれの前記ドメインが前記コンテンツを提供した方法を示すために、前記コンテンツが少なくとも1つの第三者のドメインからのそれぞれの前記ドメインによって受信されたという指示を含む請求項1に記載の方法。

【請求項 1 9】

前記通知は、それぞれの前記ドメインが前記クライアントを追跡する可能性を有することを示すために、それぞれの前記ドメインへのリンクを含み、前記リンクは、それぞれの前記ドメインを識別し、それぞれの前記ドメインがどのようにして前記コンテンツを前記単一のウェブページへ提供したかを識別する請求項12に記載の1つ以上のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。